

議案第 4 号

杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 13 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 27 年杉並区条例第 4 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 2 項」を「から第 3 項まで」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 6 条の 2 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業
の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の
第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続く
ことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準
ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定める必要がある。

杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</u></p>	
<p><u>第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u></p>	